

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)3 月 3 日

契 約 担 当 課 名	教育総務課
発 注 担 当 課 名	教育センター
契 約 名 称	児童・生徒・教員用 iPad
契 約 内 容	児童・生徒・教員用 iPad
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 7 年（2025 年）3 月 3 日 令和 7 年（2025 年）3 月 3 日～令和 7 年（2025 年）3 月 21 日
契 約 の 相 手 方 (所 在 地 ・ 名 称)	大阪市中心区和泉町 2 丁目 2 番 2 号 株式会社内田洋行大阪支店
契 約 金 額	10,363,100 円
随 意 契 約 理 由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当） 本件は、児童・生徒・教員が授業等で使用するタブレット端末を調達するものです。 当該タブレット端末を各教室で利用するためには、SIM カードの挿入・設定作業、既存の学習系ネットワークに接続するための作業や各種ソフトウェアの設定が必須であり、既存の児童生徒用タブレットと端末同様の設定が求められます。 株式会社内田洋行 大阪支店（以下「同社」とします。）は、本市の既存タブレット端末の設計・導入、学校ネットワークの構築及び運営保守を行っており、本市独自の機器設置を熟知している同社以外が作業することは不可能であり、障害発生時の迅速な対応も見込めます。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と随意契約の締結を行うものです。